

答 申 第 77 号

平成14年11月29日

神 戸 市 長

矢 田 立 郎 様

神戸市情報公開審査会

会長 真 砂 泰 輔

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について

(答 申)

平成14年6月3日付神み技計第55号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

別表1に掲げる公文書についての部分公開決定に対する異議申立てについての諮問

1 審査会の結論

実施機関が非公開とした情報のうち、別表1の審査会の判断欄に公開と示した情報を非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

その他の部分について非公開とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

(1) 異議申立人(以下「申立人」という。)は、神戸市情報公開条例(以下「条例」という。)に基づいて、「昭和34年神戸市漁業協同組合設立後、神戸市より支払われた漁業補償金の額及び当該補償金の支払手続きを行った年月日、支払先口座番号(議事録を含む)及び神戸うみづり公園(すまの分)の補償金あるいは売上実績による割戻金(うみづり公園から神戸市漁業協同組合又は漁協の中の須磨浦地区に支払われた年間割戻金)および同公園内のカンジューズその他の売上げの配分、漁協に対する分」の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

(2) 市長(以下「実施機関」という。)は、本件請求に対し、別表1の「文書名及び当該公文書に記載された内容」の欄に示す各文書を特定し、同表の「実施機関の当初の決定」の欄に示すとおり
の決定(以下「本件決定」という。)を行った。

実施機関は、以下の文書番号が示す漁業補償についての「補償金支払先口座番号」「議事録」「補償金の支払手続きを行った年月日」については、保存年限(5年)満了のため、該当する文書が存在しない、旨の決定を行った。また、「神戸うみづり公園内のカンジューズその他の売上げの配分、漁協に対する分」については、該当する文書が存在しない、旨の決定を行った。

ア 補償金支払先口座番号、議事録

別表1の(1)~(14)、(19)~(34)、(38)~(41)

イ 補償金の支払手続きを行った年月日

別表1の(3)、(4)、(19)、(24)、(25)、(38)~(41)

(3) これに対し、申立人は、本件決定を取り消し、非公開とされた情報の公開を求める異議申立て(以下「本件申立て」という。)を行った。

3 申立人の主張

本件決定の取り消しについての申立人の異議申立書、意見書における主張は、要約すれば以下のとおりである。

公共事業にかかわる漁業補償は市民の市税及び借財でまかなわれてきており、公共事業の漁民の財産的損害を補填するために支払われてきたのであるが、市が補償をするべき財産的損失者に正当に支払われてきておらず、市が支払う漁業補償にかかわり、不法に優位に漁業補償を取得するものがあるとするならば、それは市税が有効に使われていないという事になり、市民として、それを知る権利がある。

とりわけ、漁業補償金が神戸市漁業協同組合の執行部に有利に配分されていると思われるので、漁業補償の実態について真実を明確にするため、漁業補償金額、補償面積等の全面開示の決定を求める（なお、申立書には、漁業補償金契約一覧表が添付され、意見書には、手紙6件11通、神戸市の支出命令書、建物の登記証明書5件、漁業補償一覧表、調査報告書、登記簿のコピーが添付されている。これらについては、略）。

4 実施機関の主張

(1) 本件文書について

ア 別表1の(1)～(14)(19)～(23)(26)～(34)(39)は、神戸市(以下「市」という。)が神戸港内等で施工する別表1に掲げる各種の建設事業の実施により生ずる漁業の損失補償について、市と神戸市漁業協同組合等(以下「漁業協同組合」という。)との間で締結された契約に関する決裁文書及びその添付図書である。

イ 別表1の(19)(24)(25)(38)(40)(41)は、漁業の損失補償について、市と漁業協同組合との間で締結された契約書である。

ウ 別表1の(15)(16)(35)(37)は、市が漁業協同組合に漁業補償金を支払った支出(支払)伝票、口座振替依頼書兼済通知書である。

エ 別表1の(17)(18)(36)は、漁業の損失補償について、市と漁業協同組合との間で行われた交渉の記録である。

オ 別表1の(42)～(46)は、海釣り公園の供用に伴う当該海域の海面の使用等に対して、市が漁業協同組合に使用料を支払った支出命令書である。

カ 実施機関は、以下の文書番号が示す漁業補償についての「補償金支払先口座番号」「議事録」「補償金の支払手続を行った年月日」については、保存年限(5年)満了のため、該当する文書が存在しない、旨の決定を行った。また、「神戸うみづり公園内のカンジューズその他の売上げの配分、漁協に対する分」については、該当する文書が存在しない、旨の決定を行った。

(ア) 補償金支払先口座番号、議事録

別表1の(1)～(14)(19)～(34)(38)～(41)

(イ) 補償金の支払手続を行った年月日

別表1の(3)(4)(19)(24)(25)(38)～(41)

(2) 条例第10条第1号アに該当すると判断した理由

ア 別表1の(15)には債権者の住所、委任者の住所が、(16)には債権者の住所が記載されている。

イ 上記の情報は、特定の個人が識別され、又は識別されうる情報であって、プライバシーの保護の観点から公にしないことが正当であると認められる。このため、条例第10条第1号アに該当すると判断した。

(3) 条例第10条第2号アに該当すると判断した理由

ア 別表1の(7)～(9)(11)(13)(21)(26)(33)(38)～(40)には、漁業協同組合に支払った漁業補償の金額が記載されている。

イ 別表1の(42)～(46)には、漁業協同組合に支払った海釣り公園の供用に伴う海面使用料の金額が記載されている。

ウ 別表1の文書(15)には、受任者の口座振替銀行名・支店名、預金種目、口座番号、口座名義等が、文書(16)には債権者の口座振替銀行名・支店名が記載されている。

また、別表1の(35)(37)(42)～(46)には漁業協同組合の口座振替銀行名・

支店名、預金種目、口座番号、口座名義等が記載されている。

エ 別表1の(17)(18)(36)には、漁業の損失補償についての市と漁業協同組合との交渉内容が記載されている。

オ 上記の情報は、法人等の財産に関する情報又は内部管理に関する情報又は漁業補償についての交渉方針に関する情報であって、これらを公開すれば当該法人等の正当な利益を害すると認められる。このため、条例第10条第2号アに該当すると判断した(交渉の日時、場所、件名、出席者に関する情報を除く。)

(4) 条例第10条第5号イに該当すると判断した理由

ア 別表1の(17)(18)(36)には、漁業の損失補償についての市と漁業協同組合との交渉内容が記載されている。

イ 上記の情報は、漁業補償交渉事務に関する情報であって、これを公開すれば漁業補償についての市の交渉方針が明らかとなり、市の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく損うと認められる。このため、条例第10条第5号イに該当すると判断した(交渉の日時、場所、件名、出席者に関する情報を除く。)

5 審査会の判断

(1) 本件公文書について

ア 本件公文書は、「昭和34年神戸市漁業協同組合設立後、神戸市より支払われた漁業補償金の額及び当該補償金の支払手続きを行った年月日、支払先口座番号（議事録を含む）及び神戸うみづり公園（すまの分）の補償金あるいは売上実績による割戻金（うみづり公園から神戸市漁業協同組合又は漁協の中の須磨浦地区に支払われた年間割戻金）および同公園内のカンジューズその他の売上げの配分、漁協に対する分」の公開請求（以下「本件請求」という。）に対して実施機関が特定した文書である。各文書の名称は、別表1の「文書名及び当該公文書に記載された内容」の欄に示すとおりであり、実施機関は、同表の「実施機関の当初の決定」の欄に示すとおり決定（以下「本件決定」という。）を行った。

実施機関が本件決定を行うにあたり非公開とした理由は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）第10条第1号ア、第2号ア及び第5号イに該当するというものである。

なお、実施機関は、本件決定において、本件請求のうち、別表1の(1)～(14)、(19)～(34)、(38)～(41)についての「補償金の支払先口座番号」「議事録」及び別表1の(3)、(4)、(19)、(24)、(25)、(38)～(41)についての「補償金の支払手続きを行った年月日」に関しては、保存年限（5年）満了のため、該当する文書が存在しない、旨の決定を行った。

また、実施機関は、本件決定において、本件請求のうち、「神戸うみづり公園内のカンジューズその他の売上げの配分、漁協に対する分」に関して、該当する文書が存在しない、旨の決定を行った。

イ 本件公文書は、以下に示す2種類の文書から構成されている。

第一は、神戸市が神戸沖において神戸空港島、ポートアイランド2期、六甲アイランド南を、垂水海岸沖においてアジュール舞子、マリンピア神戸を建設し、須磨海岸において環境整備事業を実施し、その他神戸港内において浚渫工事等を行うことに伴い、各漁業協同組合に対して漁業上の損失補償を行うために作成された補償決裁、契約書、支出伝票等の文書で、別表1の(1)～(41)に掲げる41件より成っている。

第二は、須磨海岸沖において海づり公園を設置し、管理・運営することに伴い、神戸市漁業協同組合の操業を制限することに対して海面使用料を支払うために作成された支出命令書で、別表1の(42)～(46)に掲げる5件より成っている。

ウ 漁業補償の対象となる漁業協同組合は、埋立事業の影響範囲により複数の漁業協同組合の場合もあれば、単独の漁業協同組合の場合もある。具体的には、ポートアイランド2期、六甲アイランド南、神戸空港島（以下「ポートアイランド2期等の3事業」という。）の場合は、神戸市漁業協同組合、兵庫漁業協同組合、東明石浦漁業協同組合、明石浦漁業協同組合、淡路町漁業協同組合であり、アジュール舞子の場合は、神戸市漁業協同組合、兵庫漁業協同組合であり、須磨海岸整備事業、須磨棧橋、マリンピア神戸、塩屋谷川放水路事業（以下「須磨海岸整備事業等の4事業」という。）の場合は、神戸市漁業協同組合である。

以下、漁業補償の対象となる漁業協同組合を総称して「各漁業協同組合」という。

実施機関によれば、ポートアイランド2期等の3事業の場合、補償対象の神戸市漁業協同組合、兵庫漁業協同組合、東明石浦漁業協同組合、明石浦漁業協同組合、淡路町漁業協同組合は、神戸市との漁業補償交渉を摂津漁業協会に委任しており、漁業補償金は、一旦、神戸市から摂津漁業協会に支払われ、摂津漁業協会から上記5つの漁業協同組合に支払われている。また、アジュール舞子の場合、兵庫漁業協同組合は、神戸市との漁業補償交渉を神戸市漁業協同組合に委任しており、漁業補償金は、一旦、神戸市から神戸市漁業協同組合に支払われ、神戸市漁業協同組合から兵庫漁業協同組合に支払われている。なお、実施機関は、摂津漁業協会から上記5つの漁業協同組合への漁業補償金の支払いに関する文書、神戸市漁業協同組合から兵庫漁業協同組合への漁業補償金の支払いに関する文書は保有していないことが認められる。

本件請求の趣旨は、神戸市漁業協同組合に支払われた漁業補償金の額等ではあるが、実施機関によれば、神戸市漁業協同組合に支払われた漁業補償金が、ポートアイランド2期等の3事業については、神戸市から摂津漁業協会に支払われた漁業補償金に、アジュール舞子については、神戸市から神戸市漁業協同組合に支払われた漁業補償金に、それぞれ含まれていることから、実施機関は、本件請求の趣旨を広く解して、ポートアイランド2期等の3事業については、摂津漁業協会に支払われた漁業補償金についての補償決裁、支出伝票を、アジュール舞子については、神戸市漁業協同組合に支払われた漁業補償金についての補償決裁、支出伝票をそれぞれ特定したものである。

エ 本件決定に対し、申立人は、条例第10条第1号ア、第2号ア、第5号イに該当しないとして、その取消しを求めている。

オ したがって、本件の争点は、本件決定により非公開とされた文書についての条例第10条第1号ア、第2号ア、第5号イの該当性であり、以下、その該当性を検討する。

(2) 補償金額について(第2号アの該当性)

ア 補償決裁、契約書(案)は、計38件あり、ポートアイランド2期等の3事業については、神戸市から摂津漁業協会に支払われた補償金額が、アジュール舞子については、兵庫漁業協同組合から委任を受けた神戸市漁業協同組合に支払われた補償金額が、須磨海岸整備事業等の4事業については、神戸市から神戸市漁業協同組合に支払われた補償金額が記載されている。

このうち、須磨海岸整備事業等の4事業についての補償金額は非公開とされている。

実施機関は、須磨海岸整備事業等の4事業についての補償金額を非公開とした理由として、以下のとおり主張する。即ち、須磨海岸整備事業等の4事業以外の事業であるポートアイランド2期をはじめとする六甲アイランド南、神戸空港島、アジュール舞子などの事業の場合、補償対象となる漁業協同組合が複数であるため、補償金額を公開しても、それは各漁業協同組合に対して支払われる額の合計額であるため、それぞれの漁業協同組合に対して支払われた額は明らかにならない。これに対して、須磨海岸整備事業等の4事業の場合、上記(1)ウで述べたとおり補償対象となるのは神戸市漁業協同組合だけであるから、補償金額を公開すれば神戸市漁業協同組合に対して支払われた額が明らかになる。そして、このような収入に関する情報

を公開すれば、神戸市漁業協同組合の正当な利益を害する、と主張する。

イ しかしながら、実際に支払われた漁業補償金は漁業権の放棄、制限に伴う神戸市漁業協同組合の正当な収入の一部に過ぎず、これを公開しても、神戸市漁業協同組合の財産状況がすべて明らかになるわけではない。また、神戸市が神戸市漁業協同組合の操業する海域で浚渫、埋立て等の工事を行っていることは周知の事実であり、それに伴って公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱（昭和37年6月29日閣議決定）及びこれに基づいた同運用方針（国土交通省）により漁業補償金が算出され、神戸市漁業協同組合に支払われたことも明らかである。このような状況で、補償金額を公開しても、それによって神戸市漁業協同組合の正当な利益が害される特段の事情は認められない。

ウ したがって、神戸市から神戸市漁業協同組合に支払われた補償金額を条例第10条第2号アに該当するとして非公開としたことは妥当ではなく、公開すべきである。

（3）海づり公園の管理・運営に伴う海面使用料の額について（第2号アの該当性）

実施機関によれば、市民に安全で快適な海釣りの場及び海上の憩いの場を提供するため、昭和51年に須磨海岸沖に神戸市立海づり公園（以下「海づり公園」という。）が設置された。海づり公園が設置された海域は、神戸市漁業協同組合が兵庫県知事から共同漁業権及び区画漁業権の許可を受け、操業をしている海域であるが、この海づり公園の管理・運営に伴い、これを中心として一定の海域が漁業禁止区域又は漁業制限区域とされた。このように、神戸市漁業協同組合の操業を一定の範囲で制限することになるため、公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱（昭和37年6月19日閣議決定）及びこれに基づいた同運用方針（国土交通省）に規定されている漁業補償類型の制限補償に準じた考えから、毎年、神戸市漁業協同組合に対して海面使用料が支払われている。

実施機関は、海面使用料の額を非公開とした理由として、海面使用料は神戸市漁業協同組合の操業を制限することから支払われるものであるため、漁業補償と同様の性格を有すること、支払先の漁業協同組合が神戸市漁業協同組合だけであるから神戸市漁業協同組合の収入に関する情報であることから、神戸市漁業協同組合に対して支払われた海面使用料の額を公開すれば、神戸市漁業協同組合の正当な利益を害することになる、とする。

しかしながら、実施機関が主張するように海面使用料が漁業補償と同様の性格を有するとしても、上記（2）で検討したように、漁業補償の補償金額を公開しても、それによって神戸市漁業協同組合の正当な利益が害される特段の事情は認められないから、海面使用料の額についてこれを非公開とする理由は認められない。

したがって、海面使用料の額を条例第10条第2号アに該当するとして非公開としたことは妥当ではなく、公開すべきである。

（4）口座情報について（第2号アの該当性）

支出伝票、口座振替依頼書兼済通知書、支出命令書には、銀行名、口座種別、口座番号、口座名義（以下「口座情報」という。）が記載されている。

このような口座情報は、各漁業協同組合が広く不特定のものに対して明らかにする性格のもの

ではないから、当該各漁業協同組合の内部管理情報に該当する。したがって、これを公開すれば、各漁業協同組合の正当な利益を害すると認められる。

したがって、口座情報を条例第10条第2号アに該当するとして非公開としたことは妥当である。

(5) 各漁業協同組合との交渉記録(第2号ア、第5号イの該当性)

実施機関によれば、交渉記録は、保存期間が5年であり、本件請求時点において存在していた交渉記録は、神戸空港島、六甲アイランド南、須磨棧橋(平成12年度執行分)についての交渉記録(以下「本件交渉記録」という。)である。ポートアイランド2期、アジュール舞子、マリニピア神戸についての交渉記録は、保存期間満了により廃棄されている。

神戸空港島、六甲アイランド南の漁業補償の交渉は、神戸市漁業協同組合ほか4漁業協同組合から委任を受けた摂津漁業協会と神戸市との間で行われ、須磨棧橋の漁業補償の交渉は、神戸市漁業協同組合と神戸市との間で行われ、本件交渉記録にはその交渉内容が作成されている。

摂津漁業協会または神戸市漁業協同組合と神戸市との本件交渉記録は、各回の交渉につき、概ねA4版で5頁程度にまとめられ、工事完成後の漁獲高の減少の程度やそれに伴う補償金額についての主張をはじめ、漁業補償に関する当事者双方の様々な主張が忠実にかつ詳細に記録されている。また、実施機関によれば、そもそも本件交渉記録は公開されることを予定して記録されたものではなく、交渉の相手方である摂津漁業協会、神戸市漁業協同組合の確認も経ていないことが認められる。

このような性格を有する神戸空港島、六甲アイランド南についての本件交渉記録を公開すれば、摂津漁業協会ひいては摂津漁業協会に委任した各漁業協同組合との信頼関係を、須磨棧橋についての本件交渉記録を公開すれば、神戸市漁業協同組合との信頼関係を、それぞれ損ない、漁業補償交渉事務の円滑な執行に著しい支障が生じ、神戸市の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく損なうと認められる。

したがって、本件交渉記録を条例第10条第5号イに該当するとして非公開としたことは妥当である。

(6) 債権者、委任者の住所について(第1号アの該当性)

漁業補償金の支出伝票及び当該伝票に添付されている受領委任状には、神戸市漁業協同組合ほか4漁業協同組合の代理人である摂津漁業協会の会長の自宅住所が記載されている。個人の自宅住所は、特定の個人が識別される情報であって、公にしないことが正当であると認められる。

したがって、債権者、委任者の住所を条例第10条第1号アに該当するとして非公開としたことは妥当である。

(7) 実施機関は、本件請求のうち、以下の文書番号が示す漁業補償についての「補償金支払先口座番号」「議事録」「補償金の支払手続を行った年月日」については、保存年限(5年)満了のため、該当する文書が存在しないとしている。

ア 補償金支払先口座番号、議事録

別表1の(1)~(14)(19)~(34)(38)~(41)

イ 補償金の支払手続を行った年月日

別表1の(3)(4)(19)(24)(25)(38)~(41)

また、「神戸うみづり公園内のカンジューズその他の売上げの配分、漁協に対する分」については、神戸市漁業協同組合に対して何らの配分もなされておらず、したがって該当する文書も存在しないとしている。

申立人の主張がこれらの文書が存在しないとする実施機関の決定を争う趣旨か否か明確ではないが、これらの文書が存在するという積極的な事実を認めるまでには至らなかった。

(8) 結論

ア 本件請求の対象となる情報は、46件あり、実施機関の決定の内訳は、公開が23件、非公開が23件であった。

イ これに対して、当審査会は、上記の非公開の23件については、11件を公開に変更すべきであり、12件を妥当であると判断した。

ウ 当審査会が、本件について公開すべきであると判断した情報は、別表1の審査会の判断の欄に掲げるとおりである。

文書名及び当該公文書に記載された内容	実施機関の 当初の決定	審査会の 判断
(1) 1 神戸港新ふ頭建設に伴う漁業補償金支払契約の締結について(港湾局分) 〔S41年度 ポートアイランド〕	公開	-
(2) 2 摂津東部海域における漁業補償の契約締結並びに補償金の支出について 〔S46年度 六甲アイランド〕	公開	-
(3) 3 須磨港の建設に伴う漁業補償の協定締結並びに補償金の支出について (伺)〔S45年度〕	公開	-
(4) 4 神戸港沖海上土砂投棄に伴う漁業制限・影響補償契約の締結について (伺)〔S48年度 神戸港沖土捨〕	公開	-
(5) 5 神戸港沖海上土砂投棄に伴う漁業制限・影響補償契約の締結について (伺)〔S49年度 神戸港沖土捨〕	公開	-
(6) 6 神戸港沖土砂に伴う漁業制限補償契約の締結並びにその補償金の支出に ついて(伺)〔S50年度 神戸港沖土捨〕	公開	-
(7) 須磨海岸環境整備事業実施に伴う漁業補償協定の締結ならびに補償金の支 出について(伺)〔S50年度 須磨海岸〕	-	-
7 補償金額	非公開	公開
8 補償金額を除く部分	公開	-
(8) 須磨海岸環境整備事業実施に伴う漁業補償に関する契約書(昭.51年)の締 結ならびに補償金の支出について(伺)〔S51年度 須磨海岸〕	-	-
9 補償金額	非公開	公開
10 補償金額を除く部分	公開	-
(9) 須磨海岸環境整備事業実施に伴う第1種区画漁業権(海苔養殖業)に対す る漁業補償について(伺)〔S52年度 須磨海岸〕	-	-
11 補償金額	非公開	公開
12 補償金額を除く部分	公開	-
(10) 13 新垂水処理場用地造成事業実施に伴う漁業補償協定の締結ならびに補 償金の支出について(伺)〔S54年度 新垂水処理場〕	公開	-
(11) 須磨海岸環境整備事業実施に伴う漁業補償契約の締結ならびに補償金の支 出について(伺)〔S57年度 須磨海岸離岸堤〕	-	-
14 補償金額	非公開	公開
15 補償面積	非公開	公開
16 補償金額、補償面積を除く部分	公開	-
(12) 17 ポートアイランド第2期整備事業並びに関連事業の実施に伴う漁業補償 に関する契約の締結並びに補償金の支出について(伺)〔S61年度 ポート アイランド2期〕	公開	-
(13) 須磨海岸環境整備事業に伴う漁業補償契約の締結ならびに補償金の支出に ついて(伺)〔H元年度 須磨海岸〕	-	-
18 補償金額	非公開	公開
19 補償金額を除く部分	公開	-
(14) 20 長田港再開発事業に伴う漁業補償契約の締結ならびに補償金の支出に ついて(伺)〔H5年度 長田港再開発事業〕	公開	-
(15) 平成9年度支出伝票〔六甲アイランド南〕	-	-
支出伝票		
21 債権者の自宅住所	非公開	妥当
22 口座振替銀行名・支店名	非公開	妥当
23 上記の項目を除く部分	公開	-
受領委任状兼口座指定書		
24 委任者の自宅住所	非公開	妥当
25 受任者の団体名、事務所所在地、代表者名、電話番号	非公開	公開
26 受任者の口座振替銀行名・支店名、預金種目、口座番号、口座名義	非公開	妥当
27 上記の項目を除く部分	公開	-
(16) 平成11年度支出伝票〔ポートアイランド沖〕	-	-
28 債権者の自宅住所	非公開	妥当
29 口座振替銀行名・支店名	非公開	妥当
30 債権者住所、口座振替銀行名・支店名を除く部分	公開	-
(17) 31 漁協との打合せ記録〔六甲アイランド南〕	非公開	妥当
(18) 32 漁協との打合せ記録〔ポートアイランド沖〕	非公開	妥当

文書名及び当該公文書に記載された内容	実施機関の 当初の決定	審査会の 判断
(19) 33 契約書(昭和35年6月23日付)(添付図面を除く)	公開	-
(20) 34 神戸港東部海面第3工区埋立に伴う漁業権等補償について	公開	-
(21) 35 東部海面第1工区計画決定による漁業権等補償金の支出について	公開	-
(22) 36 漁業権等補償金の支出について	公開	-
(23) 須磨棧橋の使用に伴う漁業補償の契約書及び覚書の締結について	-	-
37 補償金額	非公開	公開
38 補償金額を除く部分	公開	-
(24) 39 契約書(昭和38年11月21日付)(添付図面を除く)	公開	-
(25) 40 契約書(昭和39年4月25日付)(添付図面を除く)	公開	-
(26) 須磨棧橋の使用に伴う漁業補償の契約書及び覚書の締結について	-	-
41 補償金額	非公開	公開
42 補償金額を除く部分	公開	-
(27) 43 神戸港新ふ頭建設に伴う漁業補償支払契約の締結について(第1回)	公開	-
(28) 44 航路浚渫に伴う漁業権等権利の制限に対する補償契約について	公開	-
(29) 45 漁業制限補償について	公開	-
(30) 46 漁業制限補償について	公開	-
(31) 47 漁業権等の制限に対する補償契約について	公開	-
(32) 48 漁業権等の制限に対する補償契約について	公開	-
(33) 須磨棧橋の使用に伴う漁業補償の契約書及び覚書の締結について	-	-
49 補償金額	非公開	公開
50 補償金額を除く部分	公開	-
(34) 51 漁業制限補償について	公開	-
(35) 支出伝票〔須磨船積棧橋に係る補償金〕	-	-
支出伝票		
52 口座振替銀行名・支店名	非公開	妥当
53 口座振替銀行名・支店名を除く部分	公開	-
請求書		
54 債権者の団体名、事務所所在地、代表者名、電話番号、郵便番号	非公開	公開
55 振込先銀行名・支店名、預金種目、口座番号、口座名義等	非公開	妥当
56 上記の項目を除く部分	公開	-
(36) 57 漁協との打合せ記録〔須磨棧橋(平成12年度執行分)〕	非公開	妥当
(37) 口座振替依頼書兼済通知書(神戸空港分)	-	-
58 振込先銀行名・支店名、預金種目、口座番号、口座名義等	非公開	妥当
59 債権者の住所(事務所所在地)、団体名、代表者名	非公開	公開
60 上記の項目を除く部分	公開	-
(38) 「マリンピア神戸」建設事業に伴う漁業補償契約書	-	-
61 補償金額	非公開	公開
62 補償金額を除く部分	公開	-
(39) 塩屋谷川放水路の供用にかかる漁業上の損失に対する補償について	-	-
63 補償金額	非公開	公開
64 補償金額を除く部分	公開	-
(40) 塩屋谷川放水路建設事業に伴う漁業補償契約書	-	-
65 補償金額	非公開	公開
66 補償金額を除く部分	公開	-
(41) 67 舞子海岸東地区整備事業に伴う漁業補償に関する契約書(添付図面を除く。)	公開	-
(42) 支出命令書(平成8年度海面使用料及び水産資源培養費の支出について)	-	-
68 支出額、内訳件数	非公開	公開
69 振込先銀行名・支店名、預金種目、口座番号、口座名義等	非公開	妥当
70 上記の項目を除く部分	公開	-
(43) 支出命令書(平成9年度海面使用料及び水産資源培養費の支出について)	-	-
71 支出額、内訳件数	非公開	公開
72 振込先銀行名・支店名、預金種目、口座番号、口座名義等	非公開	妥当
73 上記の項目を除く部分	公開	-

文書名及び当該公文書に記載された内容	実施機関の 当初の決定	審査会の 判断
(44) 支出命令書（平成10年度海面使用料及び水産資源培養費の支出について）	-	-
74 支出額、内訳件数	非公開	公開
75 振込先銀行名・支店名、預金種目、口座番号、口座名義等	非公開	妥当
76 上記の項目を除く部分	公開	-
(45) 支出命令書（平成11年度海面使用料及び水産資源培養費の支出について）	-	-
77 支出額、内訳件数	非公開	公開
78 振込先銀行名・支店名、預金種目、口座番号、口座名義等	非公開	妥当
79 上記の項目を除く部分	公開	-
(46) 支出命令書（平成12年度海面使用料及び水産資源培養費の支出について）	-	-
80 支出額、内訳件数	非公開	公開
81 振込先銀行名・支店名、預金種目、口座番号、口座名義等	非公開	妥当
82 上記の項目を除く部分	公開	-

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成14年6月3日	-	* 諮問書を受理
平成14年6月5日	第146回審査会	* 審議
平成14年6月7日	-	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成14年7月7日	-	* 異議申立人から非公開理由説明書に対する意見書を受理
平成14年9月13日	第149回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由を聴取 * 審議
平成14年9月25日	第150回審査会	* 審議
平成14年10月31日	第151回審査会	* 審議